

質問書回答

平成 27 年 6 月 1 日

案件名:「 未来型都市持続性推進プロジェクト」

(公示日 :2015 年 5 月 20 日) / 番号 :150336) について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番	当該頁項目	質問	回答
1	p.14 第 2 5. 実施方針及び留意 事項 (3) 実施体制	図 1 実施体制図において、Stage2 の Technical Working Group に、Municipality が主要なアクターとして下線が引かれ、Governor が外に記載されていますが、これは、モデル都市の計画策定やパイロットプロジェクト実施の体制として、現地側で整理がされたのでしょうか？	ステージ 2 の実施体制については、R/D においては図 1 実施体制図のとおり、ステージ 2 のモデル都市での計画策定に関わる関係機関により Technical Working Group を組織することで合意しています。一方で、p.13 (イ) に記載のとおり、ステージ 1 において地方都市の開発計画の在り方、関係機関の役割分担について議論を行うことになっており、その結果を踏まえてステージ 2 の実施体制が最終決定することとなります。
2	p.15 第 2 5. 実施方針及び留意 事項 (7) CASBEE 都市の試行	CASBEE は、都市の質と負荷を数値化して評価をするため、タイの地方都市を、日本の評価基準で評価する意味は限定的であると考えます。本プロジェクトの 4 つのモデル都市の指標を収集することは、プロジェクトにどのように位置づけられるのでしょうか？	ご指摘のとおり、CASBEE 都市は日本の都市を対象として開発されたものです。本案件では、世界 (開発途上国) の都市で活用できる CASBEE 都市の形を検討するため、モデル都市を対象に新しい指標も含めてデータ収集を試み、CASBEE 都市の開発機関の協力を得て、分析を行う予定です。その分析結果が、本案件のモデル都市における開発計画策定のプロセスで活用できるようであれば活用することを想定しています。
3	p.16 第 2 6. 業務の内容 (5) 未来型都市開発コンセプト トペーパー(案)にかかる検討	検討会を全 5 回程度開催するとありますが、この検討会には、日本側のアドバイザーがすべて参加する、という理解でよろしいでしょうか？	日本側有識者のご都合によりますので、全ての検討会への参加は困難かもしれませんが、その場合は、事前に検討会の方針・内容等を共有した上で、必要なインプットをいただき、結果について報告することとしたいと思います。なお、アドバイザー

通 番	当該頁項目	質問	回答
	会の準備及び開催		派遣に係る経費に関しては質問 17 の回答を参考にしてください。
4	p.19 第 2 6. 業務の内容 (17) パイロットプロジェクトの実施支援	パイロットプロジェクトを実施するための予算は、基本的にタイ側で支出することを想定している、とありますが、R/D ではそのような記載はなく、facilitation という記述にとどまっています。現地カウンターパートとは、どのように合意されているのでしょうか？	本案件の実施機関である NESDB は地方都市の開発予算の権限を持っておりませんので、R/D 締結時点で予算の確約を行うことは困難でしたが、NESDB が国の開発課題に対して省庁横断的に調整を行い、必要な取り組みに予算が付くよう政府内での調整・働きかけを行うことで R/D 上合意しています。タイ政府側の予算がつかなかった場合には、第二期の継続契約において工程の修正が必要になる可能性があります。
5	p.19 第 2 6. 業務の内容 (21) 最終セミナーの開催	最終セミナーの開催については、規模はどれくらいを想定されていますか？	最終セミナーの想定は以下の通りです。 会場：バンコクのホテル等 参加者：政府関係者、地方都市の関係者、有識者、他ドナー等、300 名程度を想定
6	p.21 第 2 7. 成果品等 (1) 提出期限	成果品として、すべての報告書が和文・英文となっていますが、全文を和文で作成する、ということでしょうか？特に、インテリムレポート2やプログレスレポートは、現地再委託の成果が大半になるため、全文を和文で作成するのは効率的ではないと考えます。	和文報告書については、指示内容を以下の通り修正させていただきます。 インセプション・レポート 和文 20 部 インテリム・レポート1 和文要約 20 部 インテリム・レポート2 和文無し プログレス・レポート 和文無し ドラフト・ファイナル・レポート 和文要約 20 部 ファイナル・レポート 和文要約 20 部
7	別添 1	備考欄に“ 同ローカルコンサルタントには、ステージ 1 における情報収集、検討会の開催支援などの業務を合わせて委託することが想定されている ” とありますが、ステージ2 のコンサルタ	ステージ 2 のモデル都市における開発計画策定を担当するローカルコンサルタントには、ステージ 1 での議論・思想を理解した上でステージ 2 の活動にあたっていただく必要があると考えています。については、ローカルコンサルタントの選定にあたっ

通番	当該頁項目	質問	回答
		ント選定に当たっては、ステージ1のコンサルタントと随意契約を締結する、という理解でよいでしょうか？	ては、現在の業務想定内容に基づき、ステージ1及びステージ2をまとめて公示・選定し、第一期の契約はステージ1のみ、ステージ2の対象都市や業務内容が確定した段階で契約内容について必要な見直しを行い第二期の契約を行うことが想定されます。そのプロセスは、当初の公示・契約条件に記載する必要があります。
8	p.21 第2 7. 成果品等 (1) 提出期限	ステージ1の区切りが2016年3月までとなっていますが、12月にコンセプトペーパーを作成したのち、実施メカニズムの検討、ガイドライン案の作成、モデル都市の特定を検討会の議論を通じてやること、さらに、1月に実施される本邦研修の成果を、検討会の議論に反映させることを考えると、かなりスケジュールがタイトになると考えます。3月という区切りの設定は、タイ側政府の要請、あるいは制約となるイベントを想定しているのでしょうか？	ステージ1の区切りを2016年3月としていることについては、特に制約はありませんので、必要に応じて、業務工程を提案いただいても構いません。また、2016年1月想定として記載している本邦研修についても、適した時期をご提案ください。
9	p.21 第2 7. 成果品等 (1) 提出期限	ファイナルレポートの提出期限が2018年6月上旬とされていますが、プロジェクト期間は、2018年7月下旬となっています。最終成果品提出後、何か意図があるのでしょうか？	ファイナル・レポートの提出時期を <u>2018年7月上旬</u> に修正させていただきます。
10	業務指示書本紙 P3 および別紙 P23～24	P3において本プロジェクトは業務管理グループを認める案件となっていますが、P23～24の(2)業務従事者の構成(案)において、「ア総括/都市開発戦略/都市環境戦略(1号)」と総括が1号指定となっています。	本案件は業務の難易度から総括1号を想定していますが、業務管理グループの提案は可能です。ただし、若手(35歳から45歳)の副総括の配置による業務管理グループをご提案いただいた場合でも、3点の加点の対象とはなりません。

通 番	当該頁項目	質問	回答
		貴機構の「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成のガイドライン」においては、業務管理グループの提案は、総括1号案件を除く案件となっていますが、本プロジェクトにおいては総括1号でも業務管理グループの提案が可能だという理解でよろしいでしょうか。	
11	P14 図1 実施体制図	図ではステージ 2&3 でも Policy Working Groupと Technical Working Groupを実施することになっていますが、業務内容ではその項目はありません。実施に際し見積に反映する必要がある場合は、規模及び想定回数の目安をお願いします。	図1に記載の Policy Working Group と Technical Working Group の概念は、タイ側の関係機関・関係者のまとまりとして名称を付しているものです。よって、業務内容に記載のステージ1の検討会のタイ側のメンバーが Policy Working Group に対応しています。Policy Working Group 及び Technical Working Group の打合せや会議は、プロジェクト目標を達成するために必要な活動であれば、適宜開催いただくことになります。なお、これらの会議の開催に際し、経費が発生することは想定しておりません。
12	P21 成果品等	インテリムレポート2、プログレスレポートはローカルコンサルタント作成部分が大半のため、和文については和文要約に変更は可能でしょうか。	通番3の質問回答に記載の通りです。
13	P21 成果品等	インセプションレポート、インテリムレポート1、インテリムレポート2、プログレスレポート、ドラフトファイナルレポートは簡易製本となりますが、本プロジェクトは多岐に亘る検討項目が含まれたプロジェクトであり、1部あたりの頁数及び今回の指示書の指定部数が通常案件よりも	「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」に記載の通り、量が多く、外部に印刷を発注するような簡易製本の成果品については、「成果品作成費」からの支出が認められています。本案件のファイナル・レポート以外は簡易製本が想定されていますが、それぞれ部数が多いため、「成果品作成費」での計上を認めます。

通番	当該頁項目	質問	回答
		多いと想定されます。 そのため、印刷に係る費用はその他原価に含まれるのではなく、(3)一般業務費もしくは(4)成果品作成費への見積計上をしてもよろしいでしょうか。	
14	P12 (3)(ア)合同調整委員会 (JCC)	プロジェクト節目で JCC を実施するとありますが、想定している時期、回数を教えて頂けないでしょうか。	他の案件と同様に JCC はプロジェクトの節目で必要に応じて実施します。現時点で想定されるのは、各レポート(案)の説明のタイミングに加えて、案件として重要な意思決定・方向性の確認が必要なタイミングとなります。
15	14 ページ、(4)モデル都市	4つのカテゴリーで1都市ずつの候補都市が挙げられているが、場合によっては他の都市に変更できる余地があるのか。	p.4(4)に記載の通り、現時点でタイ側から提示されているモデル都市候補は最終決定ではなく、ステージ1の終わりの時点までに案件の目的に適した都市を選定することで合意していますので、変更の可能性はあります。具体的には、タイの地方都市における未来型都市開発という新しいコンセプトを共に推進することが可能な、リーダーシップのある都市、既に取り組みを開始している都市など、成功の芽のある都市を選定することが重要と考えています。
16	15 ページ、(6)我が国の地方都市の経験共有	我が国の地方都市の関係者をタイに派遣するとあるが、関係者の人選はだれが行うのか。また、派遣に関わる諸費用を見積もりに計上すべきか。	本案件で参考にある我が国の地方都市の選定については、JICA側で検討を進めていますが、具体的には受注者が決まった段階で、相談の上決定することを想定しています。また、地方都市の関係者がタイに出張する際には、JICAの運営指導調査の団員としての派遣を想定しておりますので、JICAにて出張手配を行います(派遣にかかる旅費・諸経費を見積もりに計上する必要はありません)。
17	16 ページ、(5) 未来型都市開	検討会に関わるタイ側の省庁関係者や有識	日本側有識者の謝金・出張に係る旅費等の計上は不要です。

通 番	当該頁項目	質問	回答
	発コンセプトペーパー(案)にかかる検討会の準備及び開催	者、日本側のアドバイザーの謝礼金などの諸費用の見積もりを計上すべきか。また、どの費目に関して計上したらよいのか。	<p>しかしながら、タイ側の有識者への謝金は以下の想定で計上してください。</p> <p>【費目】一般業務費/特殊傭人費に謝金として計上</p> <p>【人数・回数】4名×3時間×(検討会回数+ステージ2及びステージ3での進捗報告4回)</p> <p>【単価】8,800円/時間</p> <p>見積もり作成時は、JICAの通知「謝金の支払基準について」に準じる。実際の支払の際には、タイ事務所にも確認の上、本案件における謝金の支払い基準を定め、打合簿にて合意することとします。</p>
18	P.5の「各契約期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成する」	全体の見積りを第一期、第二期に分割して提出するという理解でよろしいでしょうか。第二期分については、第二期の契約に伴い、細部の変更が可能との理解で積算させていただく形でよろしいでしょうか。	<p>本案件では、以下の3つの見積もりを提出してください。</p> <p>全体見積もり(全期間)</p> <p>第一期分見積もり(ステージ1からステージ2の計画策定まで)</p> <p>第二期分見積もり(ステージ2のパイロットプロジェクトの実施支援からステージ3まで)</p> <p>原則としては、第二期の契約は今回ご提出いただく見積もりに沿って継続契約を行います。第一期の結果を受けて、第二期の業務に大幅な変更が生じた場合には、第二期の見積もり内容の変更提案を受け、契約交渉を踏まえて、最終的な契約内容を確定します。</p>
19	P.21の成果品について	「 <u>本契約における成果品はファイナルレポートとする</u> 」の記載で、製本はファイナルのみとありますが、それ以外のレポートについても、各回、必要部数が多いため、印刷経費として、計上す	通番13の質問回答のとおり。

通 番	当該頁項目	質問	回答
		<p>ることは可能でしょうか。</p>	
20	<p>業務指示書 P17 (6)「未来型都市開発のビジョン及びコンセプトペーパーの作成・検討」について</p>	<p>今回提案がもとめられている未来型都市開発コンセプトペーパーが反映される予定の第 12 次国家社会開発計画についての下を含む関連情報はありますか；</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 策定スケジュール 2. 現在までの検討状況 3. 主要項目についての検討概要や討議資料 	<p>第 12 次国家経済社会開発計画は 2017-2021 が対象となりますが、タイ国の年度は 10 月～翌 9 月となっており、上記計画は 2016 年 10 月～が計画の対象期間となっています。1 年前から計画策定のプロセスは開始されており、そのため本案件で検討する「未来型都市開発コンセプト」は 2016 年 12 月には案を提示することを求められています。そのほかの情報は当方では持ち合わせておりません。</p>

以上